

別表

(ア) 要介護度 (点)

要介護5	30
要介護4	25
要介護3	10
要介護2	5
要介護1	2

(イ) 介護の状況 (点)

身寄りがない若しくは家族等がいても疎遠であるなど介護する者がいない	30
介護する者が、距離が離れている・入院しているなどの状況にあり、介護ができない	25
介護する者が、要介護状態・病氣療養中・障害を有するなどの状況にあり、十分な介護が困難	20
介護する者が、要支援状態・高齢等の状況にあり、十分な介護が困難	15
介護する者が、複数の介護や育児を行っている状況にあり、十分な介護が困難	10
介護する者が、就労している状況にあり、十分な介護が困難	10

(ウ) 市内居住者

入所希望者本人が市内に居住している(本市に住民登録のある者) (点)

要介護4及び5	15
要介護3	10
要介護1及び2	5

(エ) 特記事項 (点)

<p>特に施設入所を考慮すべき状況が認められる場合は、各施設の委員会の判断により、その状況に応じた点数とすることができる。 ただし、次の①から④の項目について該当する場合は、その状況に応じ、各項目5点以上の点数とするものとする。</p> <p>① 自傷行為、不潔行為、常時の徘徊など、在宅生活が困難と認められる認知症状による行動障害がある。 ② 膀胱留置カテーテル、経管栄養、酸素療法等の医療的処置が必要な場合 ③ 住居環境(廊下、階段、便所、浴室等の住宅改修が困難)が介護に適さない場合 ④ 介護保険による居宅サービス(訪問介護、通所介護等)や地域密着サービス(夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護等)を利用しても在宅生活が困難と認められた場合または介護老人保健施設や病院等に入所(入院)しており、退所(退院)後も在宅生活が困難と認められた場合</p>	合計で25点を限度とする
---	--------------